

長崎女子短期大学との取引に関する基本事項

長崎女子短期大学（以下「本学」という。）が執行する経費（本学以外の他機関が負担する経費を含む。）は、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしておりますので、下記の事項を遵守する者と取引させていただきます。

記

1. 法令及び本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学教職員との癒着をしない。
 - (2) 次の不適切な取引をしない。
 - ① 預り金（本学教職員等から預け金の依頼の承諾）
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
2. 内部監査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正行為の依頼並びに不正の事実を知り得た場合は、本学の通報窓口に通報することと。
4. 物品の発注並びに納品は、すべて事務局会計課を通して受けること。また、納品時には、納品書を一緒に提出すること。